

2020年9月18日
国土交通省中部地方整備局
名古屋国道事務所

今年度7箇所の渋滞対策が完了予定

— 令和2年度 第1回 愛知県道路交通渋滞対策推進協議会を開催しました —

1. 概要

愛知県道路交通渋滞対策推進協議会（以下「協議会」）では、愛知県における道路の渋滞対策を効率的に進めていくための取組を継続的に行っています。今回の協議会で、今年度に7箇所の渋滞対策完了に向け取り組むことを確認しました。

また、コロナ禍における愛知県内の交通状況を報告しました。

引き続き、愛知県内の渋滞緩和に向けて取り組みます。

※新型コロナウイルスの感染拡大のリスクに対応するため、書面にて実施しました。

- 議題
- ：（１）これまでの取組経緯
 - （２）昨年度までに実施した渋滞対策 及び 効果
 - （３）今年度の取り組み予定
 - （４）交通状況のモニタリング
 - （５）県全体の交通状況・トピック等

2. 資料
- 別紙1：愛知県道路交通渋滞対策推進協議会の概要
 - 別紙2：主要渋滞箇所図
 - 別紙3：資料のポイント
 - 別紙4：議事要旨

配布先

中部地方整備局記者クラブ

問い合わせ先

国土交通省中部地方整備局名古屋国道事務所

副所長 ほてい まさと 保庭 正人 計画課長 すぎはら まさあき 相原 正晃

TEL:052-853-7323 / FAX:052-853-7332

《参考》愛知県道路交通渋滞対策推進協議会について

https://www.cbr.mlit.go.jp/meikoku/jigyo/s_road/

道路の異状を発見したら・・・道路緊急ダイヤル **#9910**（通話料無料・24時間受付）

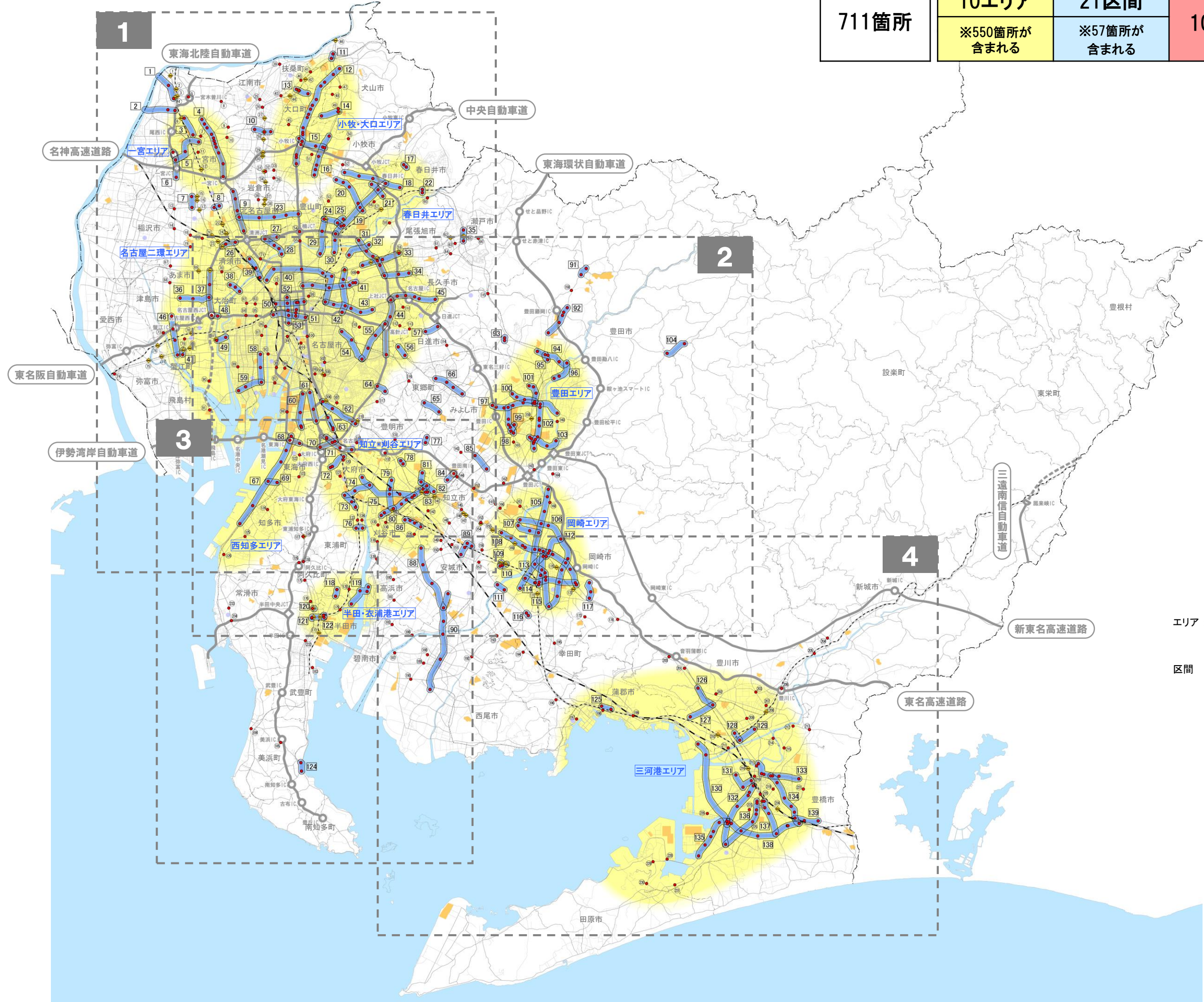
愛知県道路交通渋滞対策推進協議会の概要

- ・「愛知県道路交通渋滞対策推進協議会」（以下「協議会」）では、愛知県における道路の渋滞対策を効率的に進めていくための取組を継続的に行っています。
- ・平成24年度に、道路利用者と協議会の双方の意見を踏まえて、地域全体として実感している渋滞箇所を「地域の主要渋滞箇所」として選定・公表し、対策検討に向けて地域ごとにワーキンググループを設立し議論を進めるとともに、渋滞対策を実践してきました。

愛知県道路交通渋滞対策推進協議会 構成員名簿

区分	所属機関	所属部署及び役職
会長	国土交通省中部地方整備局	名古屋国道事務所長
委員	国土交通省中部地方整備局	企画部 広域計画課長
		建政部 都市整備課長
		道路部 道路計画課長
		道路部 地域道路課長
		道路部 交通対策課長
		道路部 道路管理課長
		愛知国道事務所長
		名四国道事務所長
	国土交通省中部運輸局	交通政策部 計画調整官
		愛知運輸支局 首席運輸企画専門官
	愛知県警察本部	交通部参事官兼交通総務課長
		交通規制課長
	愛知県	都市整備局 交通対策課長
		都市整備局 都市基盤部 都市計画課長
		都市整備局 都市基盤部 都市整備課長
		建設局 道路維持課長
		建設局 道路建設課長
	名古屋市	緑政土木局 道路管理課長
		緑政土木局 道路維持課長
		緑政土木局 道路建設課長
		住宅都市局 交通企画課長
		住宅都市局 街路計画課長
	名古屋高速道路公社	経営企画部長
愛知県道路公社	事業部長	
中日本高速道路（株） 名古屋支社	総務企画部 企画調整課長	
	保全・サービス事業部 交通技術課長	
愛知県トラック協会	専務理事	
愛知県バス協会	専務理事	
愛知県タクシー協会	専務理事	
名古屋タクシー協会	常務理事	
事務局	国土交通省中部地方整備局	名古屋国道事務所計画課
	愛知県警察本部	交通規制課
	愛知県建設部	道路建設課
	名古屋市緑政土木局	道路建設課

主要渋滞箇所数	集約されるエリア数	集約される区間数	単独箇所数
711箇所	10エリア ※550箇所が含まれる	21区間 ※57箇所が含まれる	104箇所



エリア：都市部等、混雑区間・箇所が面的に広がっており、複数路線に跨り複数の主要渋滞箇所を含む区域
 区間：交差点等が連担するなど、速度低下箇所が連続しており、複数の主要渋滞箇所を含む区間

凡例

<主要渋滞箇所>

- 箇所
- ◆ 箇所(踏切)
- 区間
- エリア

<道路種別>

- 高速道路
- 一般県道以上
- 市町村道

- 主な工場等
- 主な大規模商業施設

令和 2 年度 第 1 回 愛知県道路交通渋滞対策推進協議会

会議（書面開催）のポイント

（資料はホームページに掲載しています https://www.cbr.mlit.go.jp/meikoku/jigyo/s_road/）

■資料：愛知県道路交通渋滞対策推進協議会 規約

議案 1：愛知県道路交通渋滞対策推進協議会 規約の一部改正について

- ・昨年度開催した「令和元年度第 2 回愛知県道路交通渋滞対策推進協議会」において、「愛知県災害時交通マネジメント検討部会」（以下、検討会とする。）を設置するように規約を改定しました。
- ・検討会は、災害発生時の交通環境に応じた交通マネジメントが検討内容となり、構成員も渋滞協と異なる組織に参加いただくため、道路交通渋滞対策推進協議会とは別に連携する会議として設置することになりました。そのため、規約から削除する改訂をします。

■資料－ 1：愛知県道路交通渋滞対策推進協議会 本編資料

【昨年度までに実施した渋滞対策 及び 効果】（P4～）

- ・昨年度までに実施した渋滞対策を一覧で整理。
- ・特に昨年度に実施した渋滞対策は、対策の概要及び効果を報告。

【今年度の取り組み予定】（P13～）

- ・今後の取り組み予定を一覧で整理。
- ・今年度、下記の 7 箇所の道路整備による渋滞対策が完了予定。

No.	対策内容	実施主体	エリア
1	名古屋環状 2 号線事業 (名古屋西 JCT～飛島 JCT[仮称])	国土交通省 NEXCO	名古屋二環エリア
2	(都) 敷田大久伝線 整備	名古屋市	名古屋二環エリア
3	(都) 桶狭間勅使線 整備	名古屋市	名古屋二環エリア
4	(都) 大津町線 整備	名古屋市	名古屋二環エリア
5	東海北陸自動車道 一宮稲沢北 IC	愛知県	一宮エリア
6	(主) 安城幸田線：大草交差点 右折車線の延伸	愛知県	岡崎エリア
7	国道 1 号：音羽蒲郡インター交差点 右折車線の延伸	国土交通省	三河湾エリア

- ・今年度の取り組み予定は、現状の課題、対策の概要を整理。
- ・国道 1 号音羽蒲郡インター交差点では、道路利用者団体の意見を踏まえ対策を検討し、右折車の延伸を実施予定。（P24）

【交通状況のモニタリング】（P25～）

- ・主要渋滞箇所の新たな評価手法による交通状況のモニタリングを実施しました。

- ・「削除候補の抽出に向けた現地確認箇所」は、ETC2.0 データにより、交通状況を確認し、各流入方向の旅行速度が 20km/h 以上の交差点です。現地確認により、渋滞が発生していないことを確認した後に、削除候補箇所に抽出されます。
- ・パブコメ箇所センサス関連箇所以外に該当する「交通状況の確認箇所」は、センサス対象外路線のため ETC2.0 データが集計されず、データによる交通状況が確認できない箇所です。そのため、例えば、今年・来年で交差点の交通状況を現地確認、2 年間継続して渋滞緩和を確認した後に、削除候補箇所に抽出されます。
- ・愛知県内のこれまでの交通状況を整理すると、高速道路は新東名高速道路の開通（2016 年 2 月）により、交通分散が図られ、旅行速度が向上傾向であり、一般道路の旅行速度は 2010 年、2015 年と同程度の推移となっています。
- ・これまでに渋滞対策に取り組んできた結果、主要渋滞箇所 723 箇所のうち、14 箇所が主要渋滞箇所から削除されました。（追加 2 箇所）
- ・今回モニタリングした結果、全流入部で 20km/h 以上となった 21 箇所について、削除候補の抽出に向けた現地確認をします。また、センサス関連箇所以外の 10 箇所について、今後 2 カ年に渡り現地確認をします。
- ・削除候補箇所は、渋滞協で確認・判断いただいた後に、主要渋滞箇所から削除します。
- ・今後、交通状況が落ち着いた後に、道路管理者による現地確認をお願いします。

※主要渋滞箇所 723 箇所の内訳（選定時箇所数）

素案箇所 363 箇所＋パブコメ箇所（センサス関連箇所）277 箇所＋パブコメ箇所（センサス関連以外）10 箇所＋踏切箇所 73 箇所 P30 参照

【県全体の交通状況・トピック等】（P32～）

- ・コロナ禍における県内の交通状況分析として、緊急事態宣言による県内の交通量・旅行速度・交通特性の変化を分析しました。
- ・今後、主要渋滞箇所の交通状況を分析し、交通需要減少による交通状況を踏まえ、渋滞緩和に資する更なる対策の検討を進めます。

■資料－２：道路交通アセスメント制度について

- ・道路交通アセスメント制度（R2 年 1 月より運用開始）の内容を関係機関と再度共有いたします。
- ・施設立地後のモニタリングを検討する場として、渋滞対策推進協議会を活用していきます。

■資料－３：都市内の路上荷さばきに起因する渋滞対策の考え方について

- ・都市内の路上荷さばきに起因する渋滞対策の考え方を情報提供いたします。該当するような箇所がある場合はご連絡ください。
- ・路上荷さばきに起因する交通渋滞に対しては、荷さばき対策を検討することとなっています。

令和2年度 第1回 愛知県道路交通渋滞対策推進協議会

議 事 要 旨

1. 議 事

- (1) 規約の確認
- (2) 本編資料
 - 1) これまでの取り組み経緯
 - 2) 昨年度までに実施した渋滞対策 及び 効果
 - 3) 今年度の取り組み予定
 - 4) 交通状況のモニタリング
 - 5) 県全体の交通状況・トピック等
- (3) 道路交通アセスメント制度について
- (4) 都市内の路上荷さばきに起因する渋滞対策について

2. 配布資料

- ・ 議事次第
- ・ 協議会規約
- ・ 資料1：協議会資料
- ・ 資料2：道路交通アセスメント制度について
- ・ 資料3：都市内の路上荷さばきに起因する渋滞対策について
- ・ 参考：選定時における主要渋滞箇所（素案箇所）の選定フロー

3. 議事要旨

- (1) 規約について確認した。
- (2) 本編資料について確認した。
 - ・ 削除候補箇所の現地確認方法について、道路管理者と十分に調整を行って欲しいとの意見があった。
 - ・ 主要渋滞箇所（踏切箇所）について、「踏切安全通行カルテ一覧表」との整合を図るべきとの意見があった。
 - ・ 交通アセスメント対象外箇所での大規模商業施設の新設に伴う渋滞対策に

についても、施設開所前に協議あるいは対策ができるような仕組みがあると良いとの意見があった。

- 本資料の整備効果等については新型コロナウイルスによる行動の変化の影響の可能性もあるため、今後も経過観察が必要であるとの意見があった。